〇山田地区ごみステーション設置事業補助金交付要綱

第１条　　この要綱は、山田地区ごみステーション設置事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　　山田地区における一般廃棄物を円滑に収集処理し併せて環境の美化を図るため、

地域におけるごみステーションの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

第３条　　前条に規定する補助金の交付対象は、次に定めるものとする。

（１）ごみステーションの設置

（２）新設後１０年以上経過したごみステーションの更新

（３）新設後１年以上経過したごみステーションの増設

２　補助金の額は前項に規定する補助対象経費の２分の１とし、７万５,０００円を限度とする。

　　ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第４条　　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ごみステーション設置事業補助金交付申請書（様式１号）により補助事業の内容及び経費の概算を地域づくり協議会長に提出し、承認を受けなければならない。

第５条　　申請者は、ごみステーションの設置等に係る工事完了日から起算して1月以内に

ゴミステーション設置事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて地域づくり協議会長に提出しなければならない。

（その他）

第６条　　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は地域づくり協議会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。